

高齢者生活福祉センターの 入居希望者募集

現在、高齢者生活福祉センターには空きがありませんが、平成26年度分の入居希望者を次により募集します。(空き待ちの公募となります。)

なお、入居者の健康や火災予防など安全を配慮するため、昨年より「3食食事付」となっております。

■応募資格

本町に住所を有する概ね65歳以上のひとり暮らしの方および65歳以上の方のみの世帯などであって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方

■利用料

単身用居室 60,000円～

冬期間(11月～4月) 66,000円～

夫婦等居室 108,000円～

冬期間(11月～4月) 120,000円～

※部屋代のほかに、1日3食の食費、光熱水費、暖房費(冬期間)が含まれています。

また、収入に応じて5,000円～12,000円が利用料に加算されます。

■申込方法

利用申請書に、医師の健康診断書・誓約書・身元引受書を添えて提出してください。

(利用申請書・誓約書・身元引受書の様式は、町民健康課健康福祉グループに用意しています。)

■選考方法

居宅における生活への不安のある実情を調査し、生活がより不安な方を優先に入居を決定します。
※現在は、空きがありませんので、待機順位の決定のみとなり、26年度中に空きが出た場合、入居決定することになります。

■応募期限

4月25日(金)まで必着

■その他

5月中に入居(待機順位)の決定を行い、入居(待機順位)の可否を通知します。

【お申し込み先・お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ(☎2-2453)

70～74歳の医療費に係る 窓口負担割合が見直しされました

(見直しの趣旨)

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

(見直し内容)

●平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方 (誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

- ・70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

- ・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

●平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方 (誕生日が昭和19年4月1日までの方)

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。
- ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
- ・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

【お問い合わせ先】

町民健康課町民窓口グループ(☎2-2453)

高齢の方や 重度心身障がいのある方へ

タクシー料金の 助成券を交付

在宅で80歳以上の方、身体に障がいのある方および療育手帳「A」を受けている方に対し、通院や社会参加のために利用するタクシー料金の助成を実施しています。

●該当される方

4月1日から翌年3月31日までの1年間で、次の①から⑦に該当する方です。

また、助成券の使用できる区域は、長万部町のみで区域となっています。

- ①在宅で80歳以上の方
- ②下肢障がい1・2・3級の方
- ③体幹障がい1・2級の方
- ④視覚障がい1・2級の方
- ⑤心臓機能障がい1級の方
- ⑥呼吸器機能障がい1級の方
- ⑦療育手帳「A」の方

●助成券申請方法

交付対象者には、必要書類を送付しますので、4月14日から生活環境課窓口で申請手続きをしてください。

※長万部町に在住して1年未満の方、施設入所の方、長期入院の方は対象となりません。

お問い合わせ先

生活環境課

生活環境グループ

(☎2-2454)